

# 菊池市国土強靱化地域計画

令和2年3月

(令和5年3月 変更)

菊池市

## 目 次

はじめに .....	2
1 計画策定の趣旨	
2 市地域計画の位置付け	
<b>第1章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>3</b>
1 基本目標	
2 事前に備えるべき目標	
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	
<b>第2章 本市の地域特性 .....</b>	<b>6</b>
1 地勢と人口	
2 自然環境	
3 本市における災害リスク	
<b>第3章 脆弱性評価 .....</b>	<b>13</b>
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
<b>第4章 強靱化の推進方針 .....</b>	<b>17</b>
<b>第5章 市地域計画の推進と見直し .....</b>	<b>49</b>
1 市地域計画の推進体制	
2 進捗管理	
3 市地域計画の見直し	
<b>【別紙】</b>	
脆弱性評価結果 .....	51
強靱化推進方針に基づく施策・取組一覧 .....	75

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本市は、これまで数多くの自然災害に見舞われ、近年では、平成 11 年の台風 18 号による被害、平成 24 年 7 月の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生している。そのため災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。)が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、国土強靱化アクションプランにより、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理しつつ、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めることとしている。

国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪の事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な社会を平時から作り上げていこうとするものである。

こうした中、平成 28 年 4 月 14 日夜、そして 4 月 16 日未明、わずか 28 時間の間に熊本県内で震度 7 を続けて 2 度も観測するなど、我が国に前例のない大地震は、県内市町村に甚大な被害をもたらした。

本市においても、観測史上最大の震度 6 強を記録し、全人口の 1 割を超える 5,052 人が避難所に押し寄せ、公共施設の駐車場も自動車や避難者であふれ、その後も度重なる余震によって、多くの市民が長期の避難生活を余儀なくされた。また、住家の被害は全壊 57 棟、大規模半壊 74 棟、半壊 560 棟に達し、本市のシンボルである菊池渓谷の崩落や道路等の生活インフラ、公共施設や文化財、農林業や観光業等の被害も市内全域に及んだ。

本市は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、「平成 28 年熊本地震 菊池市復旧・復興計画」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、菊池市地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

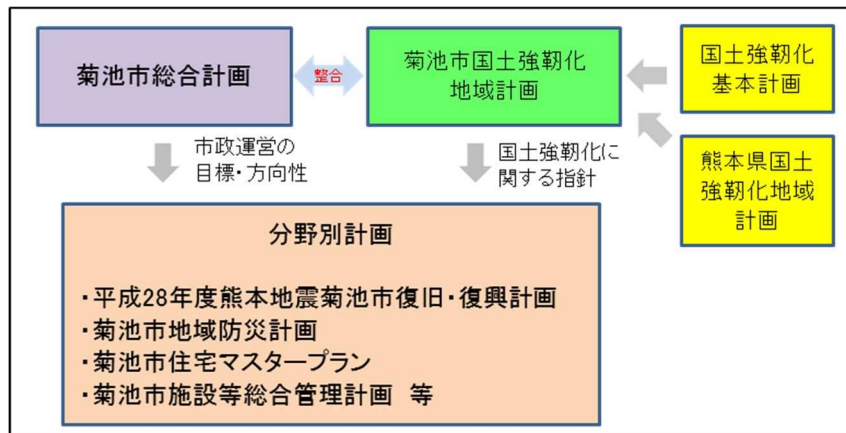
今後、大規模地震の発生や局地的な集中豪雨、巨大化する台風等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう本市の強靱化に関する指針となる「菊池市国土強靱化地域計画」(以下、「市地域計画」という。)を策定する。

## 2 市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づいて策定する市地域計画であり、本市における国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

そのため、市政の基本方針である菊池市総合計画や災害対策基本法に基づき、菊池市防災会議で作成した菊池市地域防災計画等とも整合を図りながら策定するものである。

市地域計画の対象区域は、菊池市域を基本とし、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備する。



### 第1章 計画の基本的な考え方

基本法第14条において、市地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならずと規定があり、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、市地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。このため、本市では国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模自然災害に係る復旧・復興段階を事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、自然環境・歴史・文化・経済等の地域特性に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ることにより、「災害に強く、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指す。



市地域計画では、国や県に準じて本市が強靱化を推進するうえで、次の5つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

## 1 基本目標

- ① 市民の生命を守ること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

## 2 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

### (1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進すること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視点を持った計画的な取り組みを推進すること。
- ③ 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長に繋げるとともに、地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点をもつこと。

- ④ 大規模災害に備え、熊本県及び他自治体の連携だけでなく、国や民間とも連携を強化し、応援・受援体制を整備すること。

## (2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進すること。
- ② 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、本市と市民等が適切に連携及び役割分担を行いながら取り組むこと。
- ③ 平時にも有効に活用させる対策となるよう工夫すること。
- ④ 社会情勢の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進すること。
- ⑥ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

## (3) 地域特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティ機能の向上とともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進すること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者等に配慮した施策を推進すること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## (4) SDGs の推進

- ① 「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標達成に向けた市地域計画を策定すること。
- ② 「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(令和元年12月改定)の8つの優先課題のうち、「4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」を重点的に推進し、地域と一体となった防災を意識した持続可能で強靱なまちづくりを目指すこと。



## 第2章 本市の地域特性

### 1 地勢と人口

本市は熊本県北東部に位置し、東西、南北ともに約 20kmで、面積は約 277km<sup>2</sup>、東部は阿蘇地域、南部は菊池南部地域(大津町、合志市)、西部は熊本市、山鹿市、北部は大分県日田地方にそれぞれ接している。地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なり、地域の大半を森林が占めている。それら山岳からの豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れしており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成している。

人口は、令和3年12月末現在で19,641世帯、47,409人である。そのうち、65歳以上の市民が約34.2%を占めており、高齢化傾向にある。また、避難行動要支援者として想定される人数は約9,700人である。

### 2 自然環境

#### (1) 気温

熊本地方気象台の観測データでは、本市の平均気温の平年値(平成3年から令和2年までの30年間の平均値)は15.9℃であり、日最低気温の平均値は1月の-1.0℃、日最高気温の平均値は8月の32.9℃となっている。

#### 《分析》

熊本県は内陸盆地的な地形のため寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい気候である。本市でも平均気温の平年値は15.9℃と過ごしやすいものの、冬場の日最低気温が平年値で氷点下、夏場は日最高気温が平年値で32℃を超えるなど、災害時は冷暖房等の対策が必要である。

#### (2) 降水

平年値の年間平均降水量は約1,915mmで、月別平均降水量の最大は6月の400.9mm、最小は1月の55.0mmとなっている。

#### 《分析》

梅雨時期が最も降水量が多いデータとなっているが、近年は、全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨が増加しており、全国どこで発生してもおかしくない状況である。また、ゲリラ豪雨等は予測が難しく、正確かつ迅速な判断及び避難情報の早期の伝達が特に重要となる。

### (3) 風向・風速

風向の平年値については、1月から5月と9月から12月の9か月間は西よりの風が多く、その他の月は東または南よりの風が多い。また、平均風速は1.3m/s(11月)から1.9m/s(3月、4月、8月)までである。

《分析》

年間を通して東西方向からの風が多いため、火災発生時の東西方向への延焼防止等の措置を行う必要がある。

## 3 本市における災害リスク

### (1) 風水害

＜過去の主な被害状況＞

時期	要因	被害状況
1953(昭和28)年 6月26日	28大水害 (6.26水害)	* 崖崩れにより死者1名 * 泗水町を中心に各地で被害発生 * 床上浸水:南田島 * 道路決壊×7 橋梁流失×6
1968(昭和43)年 7月2日	集中豪雨	* 泗水町田島地区を中心に被害 * 床上浸水×5 床下浸水×12
1980(昭和55)年 8月30日	集中豪雨	* 旭志村、泗水町を中心に被害 * 床上浸水×128 床下浸水×122 * 急傾斜地崩壊×13
1982(昭和57)年 7月23日	集中豪雨	* 市内全域で被害 * 床上浸水×12 床下浸水×88
1989(平成1)年 9月2日	集中豪雨	* 山崩れによる家屋倒壊 死者1名(四町分) * 床上浸水×15 床下浸水×63
1990(平成2)年 7月2日	7.2水害	* 崖崩れにより死者1名(雪野) * 旧菊池市、七城町を中心に被害 * 床上浸水×52 床下浸水×173
1991(平成3)年 9月27日	台風19号	* 市内全域で被害 * 重傷×14 軽傷×24 * 家屋全壊×11 半壊×16
1999(平成11)年 9月24日	台風18号	* 重傷×7 軽傷×16 * 家屋全壊×11 半壊×68
2004(平成16)年 9月7日	台風18号	* 重傷×1 軽傷×5 * 家屋半壊×10
2012(平成24)年	九州北部豪雨	* 泗水、旭志を中心に被害



7月12日		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家屋全壊×1 半壊×1 一部損壊×6</li> <li>* 床上浸水×84 床下浸水×142</li> <li>* 避難指示 福本二区×67 世帯</li> <li>* 自主避難×82 名</li> </ul>
2020(令和2)年 7月7日	令和2年7月豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 菊池地区を中心に被害</li> <li>* 家屋全壊×1 半壊×1 一部損壊×3</li> <li>* 避難勧告 菊池市土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に対して避難勧告を発令</li> <li>* 避難者×163 名</li> </ul>

### ① 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域

市内の地質は、火山灰であり各所で土砂災害発生の危険性があり、市内に 301 箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、45 箇所の土石流危険渓流がある。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、特に注意が必要な土砂災害警戒区域(特別警戒区域)の指定が令和4年3月に追加されている。

#### 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の状況(単位:箇所)

地区名	急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	土砂災害警戒区域
菊池地域	203	25	228
七城地域	16	2	18
旭志地域	45	18	63
泗水地域	37	0	37
合 計	301	45	346

(令和4年3月末現在)

### ② 浸水危険地域

ア 過去に浸水被害を受けた地域はもとより、低地、河川の合流点、蛇行地域等は、潜在的な浸水危険地域である。

イ 平成 24 年7月、福本地区で発生したような「流木に起因する河川の氾濫」は、他の地区においても発生の可能性があり、注意を要する。

ウ 国の管理河川洪水予報区間と水位周知区間及び県の水位周知管理河川区間については、洪水浸水想定最大規模の範囲が設定されている。

## (2) 地震災害

### ① 県内における過去の主な地震・津波

時期	地震規模	震源	被害等
774(太平16)年	M7.0	八代	死者×1,250名、民家流出、津波高不明
1619(元和5)年	M6.0	八代	多数の家屋倒壊
1625(寛永2)年	M5~6	熊本	死者×50名、地震のための熊本城の火薬庫爆発
1707(宝永4)年	M8.6	南海トラフ	宝永地震、駿河湾~九州の広範囲で被害 全国で死者×2万人以上 県内の津波高~1.0m(八代)
1723(享保8)年	M6.5	熊本	死者×2名、家屋倒壊×980、菊池・山鹿で強い揺れ
1792(寛政4)年	M6.4	雲仙岳	眉山崩壊により10~20mの津波発生 島原・肥後の死者×約15,000名、「島原大変肥後迷惑」
1854(嘉永7)年	M8.4	南海トラフ	安政南海地震 被害は中部地方から九州地方まで広範囲におよぶ
1889(明治22)年	M6.3	熊本	死者×20名、負傷×52名、家屋全壊×228
1975(昭和50)年	M6.1	阿蘇	震度5、阿蘇一宮町に被害集中 負傷×10名、道路損壊×12、山崩れ×15
2011(平成23)年	M9.0	三陸沖	東日本大震災 県内の津波高:70cm(本渡港)
2011(平成23)年	M4.4	菊池	10月5日23時33分 震度5強:旭志、震度4:泗水・菊池、震度3:七城 人的被害なし、住家の一部破損
2016(平成28)年	M7.3(本震)	益城	4月16日の本震 震度7:益城町、西原村 震度6強:菊池市(旭志)、熊本市、合志市、大津町、南阿蘇町、宇城市、嘉島町等 震度6弱:菊池市(隈府、泗水)、阿蘇市等 震度5強:菊池市(七城)、山鹿市、八代市等 平成28年熊本地震等による被害状況 死者×273名(関連死含む。)、重傷軽傷者×2,739名 住家全壊×8,657棟、住家半壊×34,493棟(令和3年4月13日時点速報値)

② 地震発生の可能性に関する国の長期評価(地域研究推進本部資料より)

断層帯等	地震規模	30年以内の発生確率
布田川断層帯(布田川区間)	M7.0	ほぼ0%
布田川断層帯(宇土区間)	M7.0	不明
布田川断層帯(宇土半島北岸区間)	M7.2	不明
日奈久断層帯(高野一白旗区間)	M6.8	不明
日奈久断層帯(日奈久区間)	M7.5	ほぼ0~6%
日奈久断層帯(八代海区間)	M7.3	ほぼ0~16%
万年山・崩平山断層帯	M7.3	0.004%以下
人吉盆地南縁断層	M7.1	1%以下
出水断層帯	M7.0	ほぼ0~1%
雲仙断層群(北部)	M7.3	不明
南海トラフ	M8~9	70~80%程度

※算定基準日:2021(令和3)年1月1日

③ 県内市町村別の最大想定震度(県被害想定調査結果から抜粋)

市・町	布田川 日奈久 断層帯	万年山・ 崩平山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	南海 トラフ
菊池市	6弱	6弱	4	4	5弱	5強
山鹿市	6弱	5強	4	4	5強	5強
合志市	6弱	5強	4	4	5弱	5強
阿蘇市	6弱	5強	4	4	5弱	5強
小国町	5弱	6強	4	3	4	5強
玉名市	6弱	5弱	4	4	6弱	5強
熊本市	7	5弱	5弱	4	6弱	5強
八代市	7	4	6弱	5強	5弱	5強
天草市	7	5強	5強	5強	5強	5強
人吉市	6弱	4	7	5強	4	5強
水俣市	6強	3	5強	6強	4	5強
芦北町	7	5弱	5強	6弱	5弱	5強

④ 震度6以上の地震が発生した場合の一般的様相

(ア)家屋の倒壊、土砂崩れ及び家具類の落下等により人的被害が発生する。

※参考:新潟県中越地震における人的被害の要因

**死者×40名**

- \* 地震のショック×32%
- \* 建物の下敷き×25%
- \* 避難中の罹病×25%
- \* 土砂崩れ等×18%

**負傷者×約2,900名**

- \* 本人の転倒×38%
- \* 家具類の転倒、落下×20%
- \* 屋外の落下物×16%
- \* ガラス×14%
- \* その他×12%

- (イ) 土砂災害危険地域を中心に土砂崩れが多発するとともに、大規模な山腹崩壊が発生する危険性がある。
- (ウ) 山間部の河川は、土砂崩れにより天然ダムができる可能性がある。
- (エ) 昭和56年5月以前に建築された木造家屋(市内木造家屋の約半数)の約50%は、倒壊する可能性が高い。
- (オ) ライフライン(電気・電話・道路・水道・下水道)の寸断により被害状況の把握、被災者の救出、消火活動、医療救護並びに迅速な生活支援は困難となる。※被災者の救出は、自主防災組織及び消防団が主体となる。
- (カ) 山間部の集落は、道路の寸断により孤立する可能性がある。
- (キ) 火災が発生した場合、断水及び道路障害物等により初期消火が困難となり、延焼する可能性が高い。※消火活動の主体は、自主防災組織及び消防団及び各企業が主体となる。
- (ク) 森林火災が発生した場合においても、初期消火の困難性から大規模火災となる危険性がある。
- (ケ) 菊池川・合志川の河川沿いでは、液状化現象が起きる可能性がある。
- (コ) 大量の災害ゴミが発生する。
- (サ) マスコミの取材及び市民からの問い合わせが殺到する。

**(3) 阿蘇火山噴火**

熊本県では近年も火山噴火による災害が発生している。阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山砕屑物を噴出している。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径1,100mの複合火口で、近年は北端の第1火口が活動している。第1火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰(地方名ヨナ)を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。現在、観光地としての人気が定着しているが、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和33(1958)年には第1火口の突然の爆発に

より、死者 12 名、負傷者 28 名等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル3(入山規制)の噴火等が発生しているため、十分な安全確保が必要である。

西暦(和暦)	現象	被害状況
1816(文化 13)年 6月 12 日	噴火	噴石等を連続的に噴出 7月に噴石により1名死亡
1872(明治5)年 12月 30 日	噴火	硫黄採掘者が数名死亡
1952(昭和 27)年 12月 17 日～19 日	噴火	噴石により負傷者 13 名
1953(昭和 28)年 4月 27 日	噴火	死者6名、負傷者 90 余名
1958(昭和 33)年 6月 24 日	噴火	死者 12 名、負傷者 28 名
1979(昭和 54)年 9月 6 日	噴火	死者3名、重傷2名、軽傷9名 同年 11 月には宮崎県、大分県、熊本市内で降 灰観測
2014(平成 26)年 11月 25 日～27 日	噴火	火山灰が約7cm 堆積
2015(平成 27)年 9月 14 日	噴火、火映現象、 火炎現象	噴煙最高 2,000m 熊本県、大分県、宮崎県の一部の地域で降灰 観測
2016(平成 28)年 10月 8 日	噴火	海拔高度 11,000mまで噴煙到達 熊本県、大分県、愛媛県、香川県、岡山県で 降灰観測
2019(令和元)年 4月 16 日	噴火、火映現象、 赤熱現象、噴湯 現象、土砂噴出	噴煙最高 2,000m 中岳第一火口の風下側地域で降灰観測
2019(令和元)年 10月 7 日	噴火、火映現象、 火炎現象	噴煙最高 1,700m 中岳第一火口の風下側地域で降灰観測
2021(令和3)年 10月 20 日	噴火、土砂噴出	噴煙の高さ 3,500m(10 月 20 日噴火時) 熊本県、大分県、宮崎県で降灰観測

### 第3章 脆弱性評価

#### 1 評価の枠組み及び手順

##### (1) 想定する自然災害(リスク)

本計画においては、本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。なお、その他の自然災害については、風水害及び大規模な地震災害を準用するとともに、必要な場合はその旨を付記する。

##### (2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国土強靱化の推進を図る上で、必要な対策を明らかにするため、風水害及び大規模な地震災害に対する脆弱性を評価することは、重要なプロセスである。

本市は、脆弱性を評価するため、国及び県が実施した評価手法等を参考とし、基本計画の45のリスクシナリオ及び県地域計画の49のリスクシナリオを踏まえ、市地域計画では、39の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	【地震】住宅・建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2	【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	【火山噴火・土砂災害】大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	【避難所】避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	【孤立集落】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

	2-7	【健康】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	【情報通信】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	【情報伝達】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	【エネルギー】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	【農林業】農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下
	5-4	【基幹交通網】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-5	【金融】金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	【食料】食料等の安定供給の停滞
	5-7	【地下水】異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	【電力及び石油等】電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	【下水道】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	【交通インフラ】交通インフラの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	【火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	【倒壊及び交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	【防災施設等】ため池、防災インフラ等の倒壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発

		生
	7-4	【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
	7-5	【農地・森林等】農地・森林等の被害による荒廃
	7-6	【火山噴火】火山噴火による地域社会への甚大な影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	【人材】復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	【生活再建】被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	【基幹インフラ】道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	【文化財・地域コミュニティ】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-7	【商工業】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-8	【風評被害等】風評被害等による地域経済等への甚大な影響

### (3) 評価の実施手順

- ① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績評価指標(KPI)」を検討・設定する。

## 2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

### (1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備

大規模自然災害から市民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物



の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成や防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発などのソフト対策を組み合わせ総合的な防災体制を整備することが必要である。

#### **(2) 代替性・多重性(リダンダンシー)の確保**

大規模自然災害に備えるためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではない。特に、行政機能や情報通信、交通インフラ等が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備など、代替性・多重性(リダンダンシー)を確保するとともに、業務継続計画(BCP)等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

#### **(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携体制の構築**

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要である。そのためには、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保しなければならない。その一つに、菊池川流域の市町で構成する菊池川改修完遂期成同盟会において、菊池川の治水事業等について国や県に対して要望活動を続けていくことが大切である。

また、大規模災害時は、市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、平時から国や県、他市町村や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

#### **(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと人材育成の推進**

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。このためにも自主防災組織の強化や防災士の育成等、各分野を担う人材育成を進める必要がある。

## 第4章 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる39の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するため、以下の施策・取組を推進することとする。

また、以下の施策・取組に係る具体的な事業箇所等については、別紙「強靱化推進方針に基づく施策・取組一覧」に掲げる。

1-1【地震】住宅・建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生	
主な 施策・ 取組	<p>&lt;住宅・宅地の耐震化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆耐震性がない住宅に対して、耐震改修等に対する補助を実施する。【建設部】</li> <li>◆盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を促進する。【建設部】</li> <li>◆宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。【建設部】</li> <li>◆通学路等で危険なブロック塀の撤去費用に対する補助を実施する。【建設部】</li> </ul> <p>&lt;公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理等を行うとともに、各個別施設の改修・建替え等の方針を決定し、公共施設の機能維持と安全確保を促進する。【総務部】</li> <li>◆吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進める。【建設部】</li> <li>◆建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。 【建設部・総務部】</li> <li>◆学校施設、社会教育施設、社会体育施設の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化を促進する。【教育部】</li> <li style="padding-left: 20px;">※小中学校の耐震化率及び防火設備の設置率 100%(R元年度時点)</li> </ul> <p>&lt;医療施設、社会福祉施設等の耐震化及び火災防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆各施設の耐震化やスプリンクラーの設置を推進する。【健康福祉部】</li> </ul> <p>&lt;不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。【総務部・建設部】</li> <li>◆耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。【総務部・建設部】</li> <li>◆火災を防止するため消防用設備の整備及び適切な維持管理を促す。【総務部・建設部】</li> </ul> <p>&lt;消防団の災害対処能力の強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆消防団員の災害対処能力を強化し、迅速・的確な消火活動等を実施できるよう、防災訓練等を通して、各々の能力を向上させる。【総務部】</li> </ul>

<家庭・事業所における地震対策>

- ◆家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、自主防災組織や防災士と連携して、地域ごとに説明会を実施する。【総務部】
- ◆地域ごとの防災訓練が実施できる環境づくりを構築する。【総務部】

<災害対応業務の標準化・共有化>

- ◆熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整理し、災害対応業務の標準化・情報の共有化を図る。【総務部】

<防災訓練の実施>

- ◆様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【総務部】
- ◆災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。【総務部】

<過去の教訓や経験の伝承>

- ◆災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブにより適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。【総務部・教育部】

<情報伝達体制の整備と地域の共助>

- ◆市と地域の間で情報を共有し、自主防災組織との連携を図る。【総務部】
- ◆自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成・充実を図る。【総務部】

<学校の災害対応の機能向上>

- ◆学校内で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。【教育部】
- ◆児童生徒が自らの命を守るよう主体的な行動を育成する。【教育部】
- ◆地域・保護者・関係機関等の連携協働体制(コミュニティスクール)の充実を図る。【教育部】  
※コミュニティスクールの設置率 100%(R4 年度時点)

<避難行動要支援者対策の推進>

- ◆平常時に避難支援者へ提供する避難行動要支援者名簿の同意推進や、個別計画の策定及び見直しを図る。併せて緊急時対応の命のバトン事業を推進する。【健康福祉部】

<観光客の安全確保>

- ◆観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を推進する。【経済部】

<p>&lt;外国人に対する情報提供の配慮&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災・行政ナビの多言語機能や翻訳機の活用等、外国人に対する情報提供を促進する。【総務部・経済部】</li> <li>◆民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。【政策企画部・総務部】</li> </ul>			
重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士登録者数</li> <li>・きくち防災・行政ナビアプリダウンロード数</li> <li>・自主防災組織率</li> <li>・観光入込客数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>243 人〔R4〕</li> <li>10,530 件〔R4〕</li> <li>91.9%〔R3〕</li> <li>2,426,263 人〔R3〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>500 人〔R7〕</li> <li>15,000 件〔R7〕</li> <li>93.0%〔R7〕</li> <li>3,820,000 人〔R7〕</li> </ul>
関連計画	<p>菊池市地域防災計画、菊池市公共施設等総合管理計画、菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市障がい者計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市子ども・子育て支援事業計画、菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、菊池市観光振興ビジョン、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市建築物耐震改修促進計画、菊池市住宅マスタープラン、菊池市教育振興基本計画、菊池市小中学校等長寿化計画</p>		

## 1-2【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

主な 施策・ 取組	<p>&lt;浸水被害の防止に向けた河川整備等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆浸水被害の多い河川や、市街地近隣を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施するよう国や県へ要望する。【建設部】</li> <li>◆県の統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等を有効に活用する。【総務部】</li> <li>◆想定し得る最大規模の洪水に対応するハザードマップの見直しを図る。【総務部】</li> <li>◆公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用を検討する。【総務部・健康福祉部】</li> </ul>
	<p>&lt;円滑な避難のための道路整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。【建設部】</li> <li>◆橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。【建設部】</li> </ul> <p>&lt;避難情報等の適切な発令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆県の防災情報ネットワークシステム等を用いて、発令に必要な情報を得るとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを図る。【総務部】</li> <li>◆防災説明会等において自主防災組織や防災士の必要性、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【総務部】</li> </ul>

＜事前予測が可能な災害への対応＞

- ◆大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用しながら関係機関と訓練を行い、連携強化を図る。【総務部】
- ◆危険が切迫する前の明るうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。【総務部】
- ◆大雨・台風等の災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確した「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に県等と連携して取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。【総務部】
- ◆日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、想定浸水深や避難場所等の防災標識(リアルハザードマップ)の整備を促進する。【総務部】

＜災害対応業務の標準化・共有化＞(再掲)

- ◆熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整理し、災害対応業務の標準化・情報の共有化を図る。【総務部】

＜防災訓練の実施＞(再掲)

- ◆様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【総務部】
- ◆災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。【総務部】

＜防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達＞

- ◆防災情報を国から市が直接受信するJアラートや、避難情報等を広く住民に伝達するLアラートを活用し、防災情報を周知する。【総務部】
- ◆報道機関等との連携体制を構築する。【政策企画部・総務部】
- ◆市民へ多様な情報提供手段(防災行政無線、きくち防災・行政ナビ等)の普及啓発を図る。【政策企画部・総務部】

＜過去の教訓や経験の伝承＞(再掲)

- ◆災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブにより適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。【総務部・教育部】

＜情報伝達体制の整備と地域の共助＞(再掲)

- ◆市と地域の間で情報を共有し、自主防災組織との連携を図る。【総務部】
- ◆自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成等の充実を図る。【総務部】

＜学校の災害対応の機能向上＞(再掲)

- ◆学校内で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。【教育部】

主な施策・取組	<p>◆児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成する。【教育部】</p> <p>◆地域・保護者・関係機関等の連携協働体制(コミュニティスクール)の充実を図る。【教育部】 ※コミュニティスクールの設置率 100%(R4 年度時点)</p> <p>&lt;避難行動要支援者対策の推進&gt;(再掲)</p> <p>◆平常時に避難支援者へ提供する避難行動要支援者名簿の同意推進や、個別計画の策定及び見直しを図る。併せて緊急時対応の命のバトン事業を推進する。【健康福祉部】</p> <p>&lt;観光客の安全確保&gt;(再掲)</p> <p>◆観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を推進する。【経済部】</p> <p>&lt;外国人に対する情報提供の配慮&gt;(再掲)</p> <p>◆防災・行政ナビの多言語機能や翻訳機の活用等、外国人に対する情報提供を促進する。【総務部・経済部】</p> <p>◆民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。【政策企画部・総務部】</p> <p>&lt;社会福祉施設等の水害対策強化&gt;</p> <p>◆大雨等による水害の発生時、社会福祉施設等の利用者が円滑で安全に避難できるよう、垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を促進する。【健康福祉部】</p>		
	重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕
	・市道改良率	89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
	・防災士登録数(再掲)	243 人〔R4〕	500 人〔R7〕
	・きくち防災・行政ナビアプリダウンロード数(再掲)	10,530 件〔R4〕	15,000 件〔R7〕
	・自主防災組織率(再掲)	91.9%〔R3〕	93.0%〔R7〕
	・観光入込客数(再掲)	2,426,263 人〔R3〕	3,820,000 人〔R7〕
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市障がい者計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市観光振興ビジョン、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市教育振興基本計画		

1-3【火山噴火・土砂災害】大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

主  
な  
施  
策  
・  
取  
組

＜山地・土砂災害対策の推進＞

- ◆ 治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行う。【経済部・建設部】
- ◆ 土砂災害警戒区域等の市民に対し、豪雨時の早期避難の呼びかけを行う。【総務部】
- ◆ 土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。【建設部】
- ◆ 土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。【建設部】

＜災害対応業務の標準化・共有化＞(再掲)

- ◆ 熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整理し、災害対応業務の標準化・情報の共有化を図る。【総務部】

＜防災訓練の実施＞(再掲)

- ◆ 様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【総務部】
- ◆ 災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。【総務部】

＜過去の教訓や経験の伝承＞(再掲)

- ◆ 災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブにより適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。【総務部・教育部】

＜情報伝達体制の整備と地域の共助＞(再掲)

- ◆ 市と地域の間で情報を共有し、自主防災組織との連携を図る。【総務部】
- ◆ 自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成・充実を図る。【総務部】

＜学校の災害対応の機能向上＞(再掲)

- ◆ 学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。【教育部】
  - ◆ 児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成する。【教育部】
  - ◆ 地域・保護者・関係機関等の連携協働体制(コミュニティスクール)の充実を図る。【教育部】
- ※コミュニティスクールの設置率 100%(R4 年度時点)

＜避難行動要支援者対策の推進＞(再掲)

- ◆ 平常時に避難支援者へ提供する避難行動要支援者名簿の同意推進や、個別計画の策定及び見直しを図る。併せて緊急時対応の命のバトン事業を推進する。【健康福祉部】

主な 施策・ 取組	<p>&lt;観光客の安全確保&gt;(再掲)</p> <p>◆観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を推進する。【経済部】</p> <p>&lt;外国人に対する情報提供の配慮&gt;(再掲)</p> <p>◆防災・行政ナビの多言語機能や翻訳機の活用等、外国人に対する情報提供を促進する。【総務部・経済部】</p> <p>◆民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。【政策企画部・総務部】</p>		
重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災士登録数(再掲)</li> <li>・きくち防災・行政ナビアプリダウンロード数(再掲)</li> <li>・自主防災組織率(再掲)</li> <li>・観光入込客数(再掲)</li> </ul>	<p>243 人〔R4〕</p> <p>10,530 件〔R4〕</p> <p>91.9%〔R3〕</p> <p>2,426,263 人〔R3〕</p>	<p>500 人〔R7〕</p> <p>15,000 件〔R7〕</p> <p>93.0%〔R7〕</p> <p>3,820,000 人〔R7〕</p>
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市障がい者計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市観光振興ビジョン、菊池市教育振興基本計画		

## 2-1【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

主な 施策・ 取組	<p>&lt;物資輸送ルートの確保に向けた整備&gt;</p> <p>◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】</p> <p>◆物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】</p> <p>◆緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進する。【建設部】</p> <p>&lt;家庭や事業所における備蓄の推進&gt;</p> <p>◆市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を推進する。【総務部】</p> <p>&lt;市における備蓄の推進&gt;</p> <p>◆備蓄方針に沿った必要な備蓄物資を確保する。【総務部】</p> <p>&lt;民間企業・他自治体・国等と連携した食料等の供給体制の整備&gt;</p> <p>◆民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図る。【総務部】</p> <p>◆防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。【総務部】</p>
-----------------	--



主な施策・取組	<p>◆他自治体との相互応援協定の締結により供給体制の多重化、強化を図る。【総務部】</p> <p>◆物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。【総務部】</p> <p>&lt;水道施設の耐震化等&gt;</p> <p>◆アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進する。【水道局】</p> <p>◆国庫補助を活用した水道施設の耐震化を促進する。【水道局】</p> <p>◆既設配水管の管種及び経年の状況により耐震性のある管へ順次更新する。【水道局】</p>			
	重要業績評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・備蓄物資		12,000 食〔R4〕	15,000 食〔R7〕
	・市道改良率(再掲)		89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
	・水道施設耐震率(主要な施設)		71.0%〔R3〕	100%〔R11〕
	・上水道管路の耐震化率(導水管)		94.0%〔R3〕	95.0%〔R6〕
	・上水道管路の耐震化率(送水管)		88.0%〔R3〕	90.0%〔R6〕
	・上水道管路の耐震化率(配水本管)		11.0%〔R3〕	15.0%〔R6〕
	・上水道管路の耐震化率(配水支管)		21.0%〔R3〕	25.0%〔R6〕
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画、菊池市水道ビジョン			

## 2-2【避難所】避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

主な施策・取組	<p>&lt;避難所の体制整備&gt;</p> <p>◆避難所(公民館、学校・社会教育施設・社会体育施設)等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を進め、給水施設(井戸等)、非常用電源、各種トイレ等の整備やUD・バリアフリー化を進める。【総務部・建設部・教育部】</p> <p>※小中学校の耐震化率 100%(R 元年度時点)</p> <p>◆要配慮者への支援、プライバシーの確保など、円滑な避難所運営体制の構築のため、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた避難所運営マニュアル作成等の取組みを促進する。【総務部・健康福祉部・教育部】</p> <p>◆公共施設等の避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認及び避難者の対応体制の整備を図る。【総務部・教育部】</p> <p>&lt;指定避難所等の確保及び周知&gt;</p> <p>◆平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。【総務部・健康福祉部】</p> <p>◆福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。【総務部・健康福祉部】</p>		

主な 施策 ・ 取組	<p>&lt;福祉避難所の円滑な運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を実施する。【健康福祉部】</li> <li>◆要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。【健康福祉部】</li> </ul>		
	<p>&lt;避難所等の保健衛生・健康対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時における感染症・食中毒予防対策については、災害時の健康対策部マニュアルに位置づけ、感染症・食中毒予防の啓発を図る。【健康福祉部】</li> <li>◆避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。【健康福祉部】</li> <li>◆平時からの予防接種(定期・行政措置)を推進する。【健康福祉部】</li> </ul>		
	<p>&lt;エコノミークラス症候群の予防&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平時からその発症リスクと予防法等についての周知や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進める。【健康福祉部】</li> <li>◆加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。【健康福祉部】</li> </ul>		
	<p>&lt;指定避難所以外の避難者の把握体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆車中泊等を行う被災者に対応するため、区長会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。【総務部・健康福祉部】</li> </ul>		
	<p>&lt;災害時の活動拠点等の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。【建設部】</li> </ul>		
重要業績 評価指標	指標 ・避難所のトイレの整備(洋式化)	現状[年度] 81.4%[R4]	目標[年度] 100%[R11]
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市健康増進計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

### 2-3【孤立集落】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

主な 施策 ・ 取組	<p>&lt;孤立集落の発生防止に向けた道路整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内各地域や集落間を結ぶ道路(農道・林道等含む)の計画的な整備を進める。【経済部・建設部】</li> <li>◆橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。【経済部・建設部】</li> </ul>		

- <山地・土砂災害や浸水等への対策推進>
- ◆治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行う。【経済部・建設部】
  - ◆土砂災害警戒区域等の市民に対し、豪雨時の早期避難の呼びかけを行う。【総務部】
  - ◆土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。【建設部】
  - ◆土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。【建設部】
  - ◆老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。【経済部】
- <孤立集落に対する県等と連携した取組み>
- ◆関係機関等と孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築する。【総務部】
  - ◆住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災倉庫の配置、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。【総務部】
- <防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入>
- ◆電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。【総務部】
- <自主防災組織の活動強化>
- ◆自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。【総務部・教育部】
- <地域コミュニティの維持>
- ◆共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。【政策企画部】
  - ◆被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。【健康福祉部】
  - ◆避難行動要支援者の名簿情報を活用した、見守り支援や避難訓練の実施による地域の防災意識の向上を図る。【健康福祉部】

	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
重要業績評価指標	・空き家バンクを活用した市外からの移住者数	186人〔R3〕	320人〔R8〕
	・自主防災組織率(再掲)	91.9%〔R3〕	93.0%〔R7〕
	・備蓄物資(再掲)	12,000食〔R4〕	15,000食〔R7〕
	・市道改良率(再掲)	89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市障がい者計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長		

2-4【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

主な  
施策・  
取組

＜自衛隊、警察、消防等の市外からの応援部隊の受入体制の整備＞

◆大規模災害時等、実動機関活動の不足を補うため、市外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。【総務部・教育部】

◆多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。【総務部・教育部】

＜災害対応業務の標準化・共有化＞（再掲）

◆熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整理し、災害対応業務の標準化・情報の共有化を図る。【総務部】

＜消防団における人員、資機材の整備促進＞

◆商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促す。【総務部】

◆特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。【総務部】

◆県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市における資機材の整備を促進する。【総務部】

＜自主防災組織の活動の強化＞（再掲）

◆自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。【総務部・教育部】

＜救助・救急、医療活動の支援ルートの確保に向けた整備＞

◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】

◆物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】

◆緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化を促進する。【建設部】

	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
重要業績 評価指標	・消防団員数	1,537 人〔R4〕	1,467 人〔R6〕
	・自主防災組織率(再掲)	91.9%〔R3〕	93.0%〔R7〕
	・市道改良率(再掲)	89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕

関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画
------	---

### 2-5【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

主な施策・取組	<p>&lt;災害時の医療体制の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会等の関係機関と連携し、災害時に医療救護所を開設するなど、医療救護活動の体制整備を図る。【健康福祉部】</li> </ul> <p>&lt;救助・救急、医療活動の支援ルートの確保に向けた整備&gt;（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】</li> <li>◆ 物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】</li> <li>◆ 緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化を促進する。【建設部】</li> </ul>		
	重要業績 評価指標	指標 ・市道改良率(再掲)	現状[年度] 89.0%[R3]
関連計画	菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

### 2-6【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

主な施策・取組	<p>&lt;避難所等の保健衛生・健康対策&gt;（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における感染症・食中毒予防対策については、災害時の健康対策部マニュアルに位置づけ、感染症・食中毒予防の啓発を図る。【健康福祉部】</li> <li>◆ 避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。【健康福祉部】</li> <li>◆ 平時からの予防接種(定期・行政措置)を推進する。【健康福祉部】</li> </ul> <p>&lt;エコノミークラス症候群の予防&gt;（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平時からその発症リスクと予防法等についての周知や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進める。【健康福祉部】</li> <li>◆ 加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。【健康福祉部】</li> </ul> <p>&lt;感染症の発生・まん延防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、防疫対策に取り組む。【健康福祉部・市民環境部】</li> </ul>		

主な 施策・ 取組	<p>&lt;生活用水の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆トイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図るとともに、普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。【総務部】</li> <li>◆市と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。【総務部】</li> </ul> <p>&lt;下水道BCPの充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整え、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。【建設部】</li> </ul> <p>&lt;家畜伝染病対策の充実・強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習を実施し、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る。【経済部】</li> </ul>
	<p>関連計画</p> <p>菊池市地域防災計画、菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、菊池市健康増進計画、菊池市下水道ストックマネジメント計画</p>

## 2-7【健康】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

主な 施策・ 取組	<p>&lt;避難所の体制整備&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所(公民館、学校・社会教育施設・社会体育施設)等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を進め、給水施設(井戸等)、非常用電源、各種トイレ等の整備やUD・バリアフリー化を進める。【総務部・教育部】</li> <li>※小中学校の耐震化率 100%(R元年度時点)</li> <li>◆要配慮者への支援、プライバシーの確保など、円滑な避難所運営体制の構築のため、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた避難所運営マニュアル作成等の取組みを促進する。【総務部・健康福祉部・教育部】</li> <li>◆公共施設等の避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認及び避難者の対応体制の整備を図る。【総務部】</li> </ul> <p>&lt;避難所等の保健衛生・健康対策&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時における感染症・食中毒予防対策については、災害時の健康対策部マニュアルに位置づけ、感染症・食中毒予防の啓発を図る。【健康福祉部】</li> <li>◆避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。【健康福祉部】</li> <li>◆平時からの予防接種(定期・行政措置)を推進する。【健康福祉部】</li> </ul>
-----------------	--

主な施策・取組	<p>&lt;指定避難所以外の避難者の把握体制&gt;(再掲)</p> <p>◆車中泊等を行う被災者に対応するため、区長会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。【総務部・健康福祉部】</p> <p>&lt;エコノミークラス症候群の予防&gt;(再掲)</p> <p>◆平時からその発症リスクと予防法等についての周知や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進める。【健康福祉部】</p> <p>◆加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。【健康福祉部】</p>		
	重要業績 評価指標	指標 ・避難所のトイレの整備(洋式化)(再掲)	現状[年度] 81.4%[R4]
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市健康増進計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

### 3-1【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

主な施策・取組	<p>&lt;防災拠点施設等の耐災性の強化&gt;</p> <p>◆公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理等を行うとともに、各個別施設の改修・建替え等の方針を決定し、公共施設の機能維持と安全確保を促進する。【総務部】</p> <p>◆庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や施設内設備の充実を着実に進める。【総務部・建設部・教育部】</p> <p>※小中学校の耐震化率 100%(R 元年度時点)</p>		
	<p>&lt;防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進&gt;</p> <p>◆防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備を推進し、非常用電源からの電力供給箇所を確認する。【総務部】</p> <p>◆災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。【総務部】</p>		
<p>&lt;発生直後の職員参集及び対応体制の整備&gt;</p> <p>◆職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。【総務部】</p>			
<p>&lt;業務継続可能な体制の整備&gt;</p> <p>◆あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を図る。【総務部】</p> <p>◆受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。【総務</p>			

主な施策・取組	部】		
	◆災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。【政策企画部】		
	＜学校における業務のスリム化とBCPの策定＞		
	◆避難所運営への協力、市の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務のスリム化を図る。【教育部】		
	◆災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画(BCP)災害対応マニュアルの策定を促進する。【教育部】		
＜災害対応に向けた予算編成＞			
◆行政施設・設備及び職員自体の被災が甚大な場合を想定した行動計画等を策定する。【総務部】			
＜自治体間の受援・応援体制の構築＞			
◆市外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。【総務部】			
＜防災訓練の実施＞(再掲)			
◆様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【総務部】			
◆災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。【総務部】			
＜職員の安全確保に関する意識啓発＞			
◆地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。【総務部】			
重要業績	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
評価指標	・備蓄物資(再掲)	12,000食〔R4〕	15,000食〔R7〕
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市公共施設等総合管理計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		



4-1【情報通信】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
主な 施策・ 取組	<p>&lt;防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備を推進し、非常用電源からの電力供給箇所を確認する。【総務部】</li> <li>◆災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。【総務部】</li> </ul> <p>&lt;通信手段の機能強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図る。【総務部】</li> <li>◆72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。【総務部】</li> <li>◆災害活動時の情報伝達手段の整備を推進する。【総務部】</li> </ul>
関連計画	菊池市地域防災計画

4-2【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
主な 施策・ 取組	<p>&lt;防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災情報を国から市が直接受信するJアラートや、避難情報等を広く住民に伝達するLアラートを活用し、防災情報を周知する。【総務部】</li> <li>◆報道機関等との連携体制を構築する。【政策企画部・総務部】</li> <li>◆市民へ多様な情報提供手段(防災行政無線、きくち防災・行政ナビ等)の普及啓発を図る。【政策企画部・総務部】</li> </ul> <p>&lt;通信手段の機能強化&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図る。【総務部】</li> <li>◆72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。【総務部】</li> <li>◆災害活動時の情報伝達手段の整備を推進する。【総務部】</li> </ul>		
重要業績	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
評価指標	・きくち防災・行政ナビアプリダウンロード数(再掲)	10,530 件〔R4〕	15,000 件〔R7〕
関連計画	菊池市地域防災計画		

4-3【情報伝達】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

主な  
施策・  
取組

＜避難情報等の適切な発令＞（再掲）

- ◆県の防災情報ネットワークシステム等を用いて、発令に必要な情報を得るとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを図る。【総務部】
- ◆防災説明会等において自主防災組織や防災士の必要性、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【総務部】

＜事前予測が可能な災害への対応＞（再掲）

- ◆大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用しながら関係機関と訓練を行い、連携強化を図る。【総務部】
- ◆危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。【総務部】
- ◆大雨・台風等の災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確した「マイタイムライン」（防災行動計画）の普及に県等と連携して取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。【総務部】
- ◆日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、想定浸水深や避難場所等の防災標識（リアルハザードマップ）の整備を促進する。【総務部】

＜防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達＞（再掲）

- ◆防災情報を国から市が直接受信するJアラートや、避難情報等を広く住民に伝達するLアラートを活用し、防災情報を周知する。【総務部】
- ◆報道機関等との連携体制を構築する。【政策企画部・総務部】
- ◆市民へ多様な情報提供手段（防災行政無線、きくち防災・行政ナビ等）の普及啓発を図る。【政策企画部・総務部】

＜通信手段の機能強化＞（再掲）

- ◆防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図る。【総務部】
- ◆72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。【総務部】
- ◆災害活動時の情報伝達手段の整備を推進する。【総務部】

＜情報伝達体制の整備と地域の共助＞（再掲）

- ◆市と地域の間で情報を共有し、自主防災組織との連携を図る。【総務部】
- ◆自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成等の充実を図る。【総務部】

	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
重要業績	・防災士登録者数(再掲)	243人〔R4〕	500人〔R7〕
評価指標	・きくち防災・行政ナビアプリダウンロード数(再掲)	10,530件〔R4〕	15,000件〔R7〕
	・自主防災組織率(再掲)	91.9%〔R3〕	93.0%〔R7〕
関連計画	菊池市地域防災計画		

### 5-1【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

主な施策・取組	<p>&lt;物資輸送ルートの確保に向けた整備&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】</li> <li>◆物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】</li> <li>◆緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化を促進する。【建設部】</li> </ul> <p>&lt;道路情報の迅速かつ正確な提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。【建設部】</li> </ul> <p>&lt;事業者におけるBCP策定促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内事業者の事業継続計画(BCP)等の策定を推進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。【経済部】</li> </ul> <p>&lt;金融機関や商工団体等との連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。【経済部】</li> <li>◆中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図る。【経済部】</li> <li>◆経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。【経済部】</li> </ul>		
	重要業績	指標	現状〔年度〕
評価指標	・市道改良率(再掲)	89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
関連計画	菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

5-2【エネルギー】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

主な施策・取組	<社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた整備> ◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】 ◆物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】 ◆緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化を促進する。【建設部】 <道路情報の迅速かつ正確な提供> (再掲) ◆道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。【建設部】			
	重要業績	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
評価指標	・市道改良率(再掲)		89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
関連計画	菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画			

5-3【農林業】農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下

主な施策・取組	<農地・農業用施設の保全> ◆防災・減災対策にかかる計画を策定し、農地・農業用施設の整備、非常用電源の整備、排水機場やため池、用排水路等の適切な維持管理及び管理体制を整える。また、老朽化した各種施設の更新・機能強化を推進する。【経済部】 <農業施設等の耐候性等の強化> ◆気象災害に強い耐候性強化型ハウス等の導入を推進する。【経済部】 <災害時の集出荷体制等の構築> ◆広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。【経済部】 <共済加入の促進> ◆農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を推進する。【経済部】		
	関連計画	菊池市農業振興地域整備計画	

5-4【基幹交通網】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止			
主な 施策・ 取組	<p>&lt;交通ネットワークの確保に向けた整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】</li> <li>◆物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】</li> <li>◆緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進する。【建設部】</li> </ul>		
	重要業績	指標	現状〔年度〕
評価指標	・市道改良率(再掲)	89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
関連計画	菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

5-5【金融】金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	
主な 施策・ 取組	<p>&lt;事業者におけるBCP策定促進&gt; (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内事業者の事業継続計画(BCP)等の策定を推進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。【経済部】</li> </ul>

5-6【食料】食料等の安定供給の停滞	
主な 施策・ 取組	<p>&lt;物資輸送ルートの確保に向けた整備&gt; (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】</li> <li>◆物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】</li> <li>◆緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進する。【建設部】</li> </ul>
	<p>&lt;災害時の活動拠点等の整備&gt; (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。【建設部】</li> </ul>
	<p>&lt;民間企業・他自治体・国等と連携した食料等の供給体制の整備&gt; (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図る。【総務部】</li> <li>◆防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。【総務部】</li> <li>◆他自治体との相互応援協定の締結により供給体制の多重化、強化を図る。【総務部】</li> <li>◆物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。【総務部】</li> </ul>

主な 施策・ 取組	<p>&lt;家庭や事業所における備蓄の推進&gt;(再掲)</p> <p>◆市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を推進する。【総務部】</p>		
重要業績 評価指標	指標	現状[年度]	目標[年度]
	・備蓄物資(再掲)	12,000食[R4]	15,000食[R7]
	・市道改良率(再掲)	89.0%[R3]	90.0%[R8]
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

### 5-7【地下水】異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

主な 施策・ 取組	<p>&lt;応急給水、水道の応急復旧体制の整備&gt;</p> <p>◆平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。【水道局】</p> <p>&lt;生活用水の確保&gt;(再掲)</p> <p>◆トイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図るとともに、普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。【総務部】</p> <p>◆市と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。【総務部】</p>		
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市水道ビジョン		

### 6-1【電力及び石油等】電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

主な 施策・ 取組	<p>&lt;防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化&gt;</p> <p>◆電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。【総務部】</p> <p>&lt;防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入&gt;(再掲)</p> <p>◆電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。【総務部】</p>		
関連計画	菊池市地域防災計画		

## 6-2【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止

主な 施策・ 取組	<p>&lt;水道施設の耐震化等&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進する。【水道局】</li> <li>◆国庫補助を活用した水道施設の耐震化を促進する。【水道局】</li> <li>◆既設配水管の管種及び経年の状況により耐震性のある管へ順次更新する。【水道局】</li> </ul> <p>&lt;応急給水、水道の応急復旧体制の整備&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。【水道局】</li> </ul> <p>&lt;生活水の確保&gt;(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆トイレ等の生活水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図るとともに、普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活水の確保について啓発を行う。【総務部】</li> <li>◆市と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。【総務部】</li> </ul> <p>&lt;上水道BCPの策定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市における事業継続計画(BCP)策定に向けて取り組むとともに、関係事業者の事業継続計画(BCP)策定に向けた取組みを支援する。【水道局】</li> </ul>		
	重要業 績評価 指標	指標	現状[年度]
	・水道施設耐震率(主要な施設)(再掲)	71.0%[R3]	100%[R11]
	・上水道管路の耐震化率(導水管)(再掲)	94.0%[R3]	95.0%[R6]
	・上水道管路の耐震化率(送水管)(再掲)	88.0%[R3]	90.0%[R6]
	・上水道管路の耐震化率(配水本管)(再掲)	11.0%[R3]	15.0%[R6]
	・上水道管路の耐震化率(配水支管)(再掲)	21.0%[R3]	25.0%[R6]
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市水道ビジョン		

## 6-3【下水道】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

主な 施策・ 取組	<p>&lt;下水道施設等の耐震等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道施設の耐震化を促進するとともに、菊池市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。【建設部】</li> <li>◆避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。【建設部】</li> </ul> <p>&lt;浄化槽の整備等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【建設部】</li> </ul>		

主な施策・取組	◆災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。【建設部】		
	<下水道BCPの充実>(再掲) ◆下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整え、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。【建設部】		
重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・合併浄化槽設置数 ・汚水処理人口普及率	2,369 件〔R3〕 88.4%〔R3〕	2,700 件〔R7〕 91.6%〔R7〕
関連計画	菊池市建築物耐震改修促進計画、菊池市下水道ストックマネジメント計画、菊池市循環型社会形成推進地域計画		

#### 6-4【交通インフラ】交通インフラの長期間にわたる機能停止

主な施策・取組	<地域交通ネットワークの確保に向けた整備>		
	◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】 ◆物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】 ◆緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進する。【建設部】		
重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・市道改良率(再掲)	89.0%〔R3〕	90.0%〔R8〕
関連計画	菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

#### 7-1【火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

主な施策・取組	<住宅密集地における火災の拡大防止>		
	◆避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備を行う。【建設部】 ◆倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備を促進する。【建設部】 ◆火災時の延焼防止や防犯性向上のため、不良住宅・特定空家等の除却を推進するとともに、消防水利が不足している地域に防火水槽を整備する。【総務部・建設部】 ◆学校・社会教育施設・社会体育施設の防火設備の適切な維持管理を促進する。【教育部】 ◆防火水槽としてのプールの適切な維持管理を促進する。【教育部】		
主な施策・取組	<自衛隊、警察、消防等の市外からの応援部隊の受入体制の整備>(再掲)		
	◆大規模災害時等、実動機関活動の不足を補うため、市外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。【総務部】		



主な施策・取組	<消防団における人員、資機材の整備促進>(再掲) ◆商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促す。【総務部】 ◆特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。【総務部】 ◆県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市における資機材の整備を促進する。【総務部】		
	<消防団の災害対処能力の強化>(再掲) ◆消防団員の災害対処能力の強化し、迅速・的確な消火活動等を実施できるよう、防災訓練等を通して、各々の能力を向上させる。【総務部】		
重要業績	指標	現状[年度]	目標[年度]
評価指標	・消防団員数(再掲)	1,537人[R4]	1,467人[R6]
関連計画	菊池市地域防災計画、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市住宅マスタープラン		

### 7-2【倒壊及び交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

主な施策・取組	<沿道建築物の耐震化、通行空間の確保> ◆緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。【建設部】 ◆避難時の通路確保のため、通学路等に面する危険ブロック塀等の安全確保を行う。【建設部】		
	<被災建築物等の迅速な把握> ◆県や建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。【建設部】		
関連計画	菊池市住宅マスタープラン、菊池市建築物耐震改修促進計画		

### 7-3【防災施設等】ため池、防災インフラ等の倒壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

主な施策・取組	<防災重点農業用ため池等の維持管理・更新> ◆防災重点農業用ため池の点検や改修の必要性を判定し、計画的に改修を進める。【経済部】 ◆市が作成したハザードマップの周知とともに、ため池管理者へ防災意識の促進とため池の適正な維持管理を徹底する。【経済部】		
	<道路防災施設の維持管理・更新> ◆落石防護柵等の道路防災施設における維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。【建設部】		
関連計画	菊池市道路整備マスタープラン		

#### 7-4【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

主な 施策・ 取組	<p>&lt;有害物質の流出対策等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆有害物質を保有する工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備する。【市民環境部】</li> <li>◆事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国・県及び事業者と連携した取組みを進める。【市民環境部】</li> </ul> <p>&lt;アスベスト対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆アスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備するとともに、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。【市民環境部・建設部】</li> <li>◆吹付アスベスト建材の災害時の飛散防止のため、適正除去を推進する。【建設部】</li> </ul>
-----------------	---

#### 7-5【農地・森林等】農地・森林等の被害による荒廃

主な 施策・ 取組	<p>&lt;農業生産基盤の整備及び保全管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援する。【経済部】</li> <li>◆農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。【経済部】</li> </ul> <p>&lt;鳥獣被害対策の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆捕獲協議会・県及び市関係機関と連携して有害鳥獣の捕獲及び侵入防止柵の設置を推進し、農地・森林の荒廃の防止に努める。【経済部】</li> </ul> <p>&lt;適切な森林・竹林整備の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林・竹林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林・竹林整備を推進する。【経済部】</li> </ul> <p>&lt;治山・砂防施設等の計画的な整備の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行う。【経済部・建設部】</li> </ul> <p>&lt;農村地域の防災力の向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、農村地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。【政策企画部・経済部】</li> </ul> <p>&lt;自然公園の施設等に関する対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自然公園施設利用者の安全確保を図るため、転落防止柵等の施設・設備の整備及び更新を推</li> </ul>
-----------------	--

進する。【経済部】			
重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・空き家バンクを活用した市外からの移住者数(再掲)	186人〔R3〕	320人〔R8〕
	・新規就農者	14人〔R3〕	20人〔R7〕
	・森林経営計画の策定面積	7,540ha〔R3〕	7,618ha〔R7〕
関連計画	菊池市農業振興地域整備計画、菊池市森林整備計画、菊池市有害鳥獣被害防止計画		

7-6【火山噴火】火山噴火による地域社会への甚大な影響	
主な 施策 ・ 取組	<p>＜災害対応業務の標準化・共有化＞(再掲)</p> <p>◆熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整理し、災害対応業務の標準化・情報の共有化を図る。【総務部】</p>
	<p>＜防災訓練の実施＞(再掲)</p> <p>◆様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【総務部】</p> <p>◆災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。【総務部】</p>
	<p>＜降灰対策の推進＞</p> <p>◆健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化する。【建設部】</p>
	<p>＜共済加入の促進＞(再掲)</p> <p>◆農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を推進する。【経済部】</p>
	<p>＜農業施設等の耐候性等の強化＞(再掲)</p> <p>◆気象災害に強い耐候性強化型ハウス等の導入を推進する。【経済部】</p>
	<p>＜広域避難者の受入＞</p> <p>◆広域避難者(阿蘇市)を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。【総務部】</p>
	<p>関連計画</p> <p>菊池市地域防災計画</p>

**8-1【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態**

主 な 施 策 ・ 取 組	<災害廃棄物処理体制等の構築> ◆災害廃棄物の処理を円滑に行うため、発生量の推計や処理方法などを定めた、災害廃棄物処理計画の策定及び改定を行う。【市民環境部】 ◆迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地を予め選定する。【市民環境部】 ◆損壊家屋の撤去等によって大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。【市民環境部】
関連計画	菊池市環境基本計画

**8-2【人材】復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態**

主 な 施 策 ・ 取 組	<復旧・復興を担う人材の確保> ◆建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。【建設部】 ◆道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。【建設部】  <学校における人材育成> ◆大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。【教育部】  <被災建築物等の迅速な把握>(再掲) ◆県や建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。【建設部】  <災害ボランティアとの連携> ◆社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。【健康福祉部】  <罹災証明書の速やかな発行> ◆平時から担当課職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他市等の応援職員を想定した受援マニュアルの整備等を行う。【総務部・市民環境部】 ◆災害時に住基情報等のデータを破損しないよう、クラウド上と庁舎内の両方でバックアップ用サーバーに保管し、速やかに罹災証明書を発行する体制を整える。【政策企画部】  <埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備> ◆大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必
---------------------------------	--

<p>主な 施策・ 取組</p>	<p>要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成するとともに、他自治体からの支援職員を想定した埋蔵文化財に関する情報の整備・共有化を進める。【教育部】</p> <p>&lt;被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備&gt;</p> <p>◆早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、市内の文化財に関するデータ整備・共有化と、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。【教育部】</p>
<p>関連計画</p>	<p>菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市災害時要援護者支援計画</p>

<p>8-3【生活再建】被災者の生活再建が大幅に遅れる事態</p>	
<p>主な 施策・ 取組</p>	<p>&lt;罹災証明書の速やかな発行&gt;(再掲)</p> <p>◆平時から担当課職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他市等の応援職員を想定した受援マニュアルの整備等を行う。【総務部・市民環境部】</p> <p>◆災害時に住基情報等のデータを破損しないよう、クラウド上と庁舎内の両方でバックアップ用サーバーに保管し、速やかに罹災証明書を発行する体制を整える。【政策企画部】</p> <p>&lt;被災者の住まいの確保と再建&gt;</p> <p>◆一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進する。【総務部・建設部】</p> <p>◆民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。【総務部】</p> <p>&lt;地籍調査の実施&gt;</p> <p>◆被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。【市民環境部】</p> <p>&lt;自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等&gt;</p> <p>◆被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、市民に地震保険制度の周知・啓発を図る。【総務部】</p> <p>&lt;災害ボランティアとの連携&gt;(再掲)</p> <p>◆社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。【健康福祉部】</p> <p>&lt;相談体制の整備&gt;</p> <p>◆協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。【総務部・健康福祉部】</p>

主な 施策・ 取組	<p>&lt;災害ボランティアとの連携&gt;(再掲)</p> <p>◆社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。【健康福祉部】</p> <p>&lt;相談体制の整備&gt;</p> <p>◆協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。【総務部・健康福祉部】</p> <p>&lt;金融機関や商工団体等との連携&gt;(再掲)</p> <p>◆金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。【経済部】</p> <p>◆中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図る。【経済部】</p> <p>◆経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。【経済部】</p> <p>&lt;代替保育事業&gt;</p> <p>◆災害時に迅速な復旧・復興を目指すため、全放課後児童クラブ、保育園等による相互協力体制について事前に協議し、行動計画を策定する。【健康福祉部】</p>			
	重要業績	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	評価指標	・一筆地調査の進捗状況	70.19%〔R4〕	73.54%〔R7〕
	関連計画	菊池市地域防災計画、第7次国土調査事業十箇年計画、菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市障がい者計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市子ども・子育て支援事業計画		

#### 8-4【基幹インフラ】道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

主な 施策・ 取組	<p>&lt;迅速な復旧・復興に向けた整備&gt;</p> <p>◆市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設部】</p> <p>◆物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設部】</p> <p>◆緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進する。【建設部】</p> <p>&lt;地籍調査の実施&gt;(再掲)</p> <p>◆被災地の復興が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。【市民環境部】</p>		

重要業績 評価指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・市道改良率(再掲) ・一筆地調査の進捗状況(再掲)	89.0%〔R3〕 70.19%〔R4〕	90.0%〔R8〕 73.54%〔R7〕
関連計画	第7次国土調査事業十箇年計画、菊池市道路整備マスタープラン、菊池市橋梁長寿命化修繕計画、菊池市建築物耐震改修促進計画		

### 8-5【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

主な 施策 ・ 取 組	<p>&lt;浸水対策、流域減災対策&gt;</p> <p>◆海岸・河川堤防等の施設の整備など、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。【建設部】</p>
-------------------------	--

### 8-6【文化財・地域コミュニティ】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

主な 施策 ・ 取 組	<p>&lt;地域における共助の推進&gt;</p> <p>◆市と地域の間で情報を共有し、市と自主防災組織との連携強化や区長会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。【総務部】</p> <p>&lt;自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化&gt;</p> <p>◆自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。【総務部】</p> <p>&lt;地域と学校の連携&gt;</p> <p>◆避難所となる学校の混乱を回避するため、学校と地域が連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図る。【教育部】</p> <p>◆児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。【教育部】</p> <p>&lt;地域コミュニティの維持&gt;(再掲)</p> <p>◆共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。【政策企画部】</p> <p>◆被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。【健康福祉部】</p> <p>◆避難行動要支援者の名簿情報を活用した、見守り支援や避難訓練の実施による地域の防災意識の向上を図る。【健康福祉部】</p>
-------------------------	---

主な施策・取組	<p>&lt;消防団における人員、資機材の整備促進&gt;(再掲)</p> <p>◆商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促す。【総務部】</p> <p>◆特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。【総務部】</p> <p>◆県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市における資機材の整備を促進する。【総務部】</p> <p>&lt;文化財の防火・耐震対策&gt;</p> <p>◆大規模災害時に、国指定等文化財等が受ける被害を可能な限り減じるために、防火・耐震対策を進める。【教育部】</p>		
	重要業績評価指標	<p>指標</p> <p>・空き家バンクを活用した市外からの移住者数(再掲)</p> <p>・消防団員数(再掲)</p>	<p>現状〔年度〕</p> <p>186人〔R3〕</p> <p>1,537人〔R4〕</p>
関連計画	<p>菊池市地域防災計画、菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画、菊池市障がい者計画、菊池市災害時要援護者支援計画、菊池市教育振興基本計画</p>		

**8-7【商工業】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

主な施策・取組	<p>&lt;罹災証明書の速やかな発行&gt;(再掲)</p> <p>◆平時から担当課職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他市等の応援職員を想定した受援マニュアルの整備等を行う。【総務部・市民環境部】</p> <p>◆災害時に住基情報等のデータを破損しないよう、クラウド上と庁舎内の両方でバックアップ用サーバーに保管し、速やかに罹災証明書を発行する体制を整える。【政策企画部】</p>		
	<p>&lt;被災者の住まいの確保と再建&gt;(再掲)</p> <p>◆一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進する。【総務部・建設部】</p> <p>◆民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。【総務部】</p> <p>&lt;地籍調査の実施&gt;(再掲)</p> <p>◆被災地の復興が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。【市民環境部】</p>		



主な 施策 ・ 取組	<p>&lt;自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等&gt;(再掲)</p> <p>◆被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、市民に地震保険制度の周知・啓発を図る。【総務部】</p>
	<p>&lt;金融機関や商工団体等との連携&gt;(再掲)</p> <p>◆金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。【経済部】</p> <p>◆中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図る。【経済部】</p> <p>◆経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。【経済部】</p>
関連計画	第7次国土調査事業十箇年計画

8-8【風評被害等】風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
主な 施策 ・ 取組	<p>&lt;正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備&gt;</p> <p>◆風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。【総務部】</p> <p>◆県や観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。【総務部・経済部】</p>

## 第5章 市地域計画の推進と見直し

### 1 市地域計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していく必要がある。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努める。

### 2 進捗管理

市地域計画に基づく取組を推進するため、設定した重要業績評価指標(KPI)を用いて毎年度、進捗状況の把握を行う。進捗状況の把握に当たっては、菊池市総合計画や他の分野別の関連計画で行う事業評価(進捗管理)に準じて実施する。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

### 3 市地域計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢等の変化、国や県等の強靱化に関する施策の推進状況や本市の施策の進捗状況等を考慮しつつ、概ね5年ごとに内容を見直す。但し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、それぞれの分野別計画の見直し、改訂等の時期に合わせて必要な検討を行い、市地域計画と整合を図るものとする。

## 菊池市国土強靱化計画

令和2年3月(令和5年3月 変更)

発行 菊池市 市長公室

〒861-1392

熊本県菊池市隈府888番地

Tel. 0968-41-4488

Fax. 0968-25-1113

## 【別紙】 脆弱性評価結果

### 1-1【地震】住宅・建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生

#### (住宅の耐震化)

- 大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

#### (宅地の安全確保)

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

#### (公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

#### (医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

#### (不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

#### (消防団の災害対処能力の強化)

- 大規模地震時、迅速かつ的確な消防活動等を実施できるよう、消防団(団員を含む。)の能力を高める必要がある。

#### (家庭・事業所における地震対策)

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

#### (災害対応業務の標準化・共有化)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないお

それがあることから、平時から連携を密にして適切な災害対応ができる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)

- 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(避難行動要支援者対策の推進)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

1-2【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、県へ計画的な河川整備を要望するとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備)

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難情報等の適切な発令)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難情報が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応)

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、平時から連携を密にして適切な災害対応ができる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承)(再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)(再掲)

- 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上)(再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(避難行動要支援者対策の推進)(再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等)(再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮)(再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(社会福祉施設等の水害対策強化)

- 大雨等による水害の発生時、避難に時間を要する社会福祉施設等の利用者の被害が拡大するおそれがあることから、社会福祉施設等の水害対策のための改修等を促進する必要がある。

1-3【火山噴火・土砂災害】大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

(山地・土砂災害対策の推進)

- 台風や集中豪雨等により大規模な土砂災害や土砂の崩壊や流出などの山地災害が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定などを進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、平時から連携を密にして適切な災害対応ができる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承)(再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)(再掲)

- 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上)(再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(避難行動要支援者対策の推進)(再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等)(再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮)(再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。



2-1【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資輸送ルートの確保に向けた整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

(家庭や事業所における備蓄の促進)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(市における備蓄の推進)

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・国・県等と連携した食料等の供給体制の整備)

- 大規模災害時、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

2-2【避難所】避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の円滑な開設や運営が困難となるおそれがあること、また新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえ、平時から防災機能の強化及び体制を整備する必要がある。

(指定避難所等の確保及び周知)

- 大規模災害時、災害の規模や新型コロナウイルス感染症対策等により、十分な受入れができないおそれがあるため、福祉避難所を含めた指定避難所及び指定緊急避難場所を確保するとともに、福祉避難所は要配慮者専用の避難所であること等を、住民に周知する必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営)

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(指定避難所以外の避難者の把握体制)

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の避難者を想定した対策が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

## 2-3【孤立集落】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(山地・土砂災害や浸水等への対策推進)

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれ

があることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

(孤立集落に対する県等と連携した取組み)

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、孤立集落対策に取り組む必要がある。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実働機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導等の対応ができるよう自主防災組織等の活動を強化する必要がある。

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

2-4【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等の市外からの応援部隊の受入体制の整備)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、市内の実働機関の活動が不足するおそれがあることから、市外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、平時から連携を密にして適切な災害対応ができる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化)(再掲)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導等の対応ができるよう自主防災組織等の活動を強化する必要がある。

(救助・救急、医療活動の支援ルートの確保に向けた整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

2-5【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療体制の整備)

- 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要がある。

(救助・救急、医療活動の支援ルートの確保に向けた整備)(再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

2-6【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(避難所等の保健衛生・健康対策)(再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防)(再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(感染症の発生・まん延防止)

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(生活水の確保)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができ体制を平時から構築する必要がある。

(家畜伝染病対策の充実・強化)

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習を実施し、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る必要がある。

2-7【健康】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所の体制整備)(再掲)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の円滑な開設や運営が困難となるおそれがあること、また新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえ、平時から防災機能の強化及び体制を整備する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)(再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(指定避難所以外の避難者の把握体制)(再掲)

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の避難者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防)(再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

### 3-1【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備)

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(災害対応に向けた予算編成)

- 大規模災害時には、行政施設・設備及び職員自体の被災が甚大なことも想定されることから、災害対応予算編成を迅速に行える体制を整える必要がある。

(自治体間の受援・応援体制の構築)

- 大規模災害時、市町村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や県及び県内外の自治体間の受援・応援体制の整備・充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施)(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発)

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

#### 4-1【情報通信】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)(再掲)

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国や県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

#### 4-2【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化)(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国や県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-3【情報伝達】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難情報等の適切な発令)(再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難情報が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応)(再掲)

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化)(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、国や県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)(再掲)

- 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

5-1【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(物資輸送ルートの確保に向けた整備)(再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

(事業者におけるBCP策定促進)

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な市内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が



中核事業を継続又は早期再開できるよう、市内事業者の事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

5-2【エネルギー】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)(再掲)

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-3【農林業】農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)

- 地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(農業施設等の耐候性等の強化)

- 大規模災害時の農業施設の被災により、本市で盛んな施設園芸や畜産業の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(災害時の集出荷体制等の構築)

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農林作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(共済加入の促進)

- 降灰や風水害などにより、農作物や家畜などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-4【基幹交通網】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

5-5【金融】金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるBCP策定促進)(再掲)

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な市内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、市内事業者の事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。

5-6【食料】食料等の安定供給の停滞

(物資輸送ルート確保に向けた整備)(再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備)(再掲)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

(民間企業・国・県等と連携した食料等の供給体制の整備)(再掲)

- 大規模災害時、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進)(再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

5-7【地下水】異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活水の確保)(再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活水の確保を図る必要がある。

6-1【電力及び石油等】電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入)(再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

6-2【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等)(再掲)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備)(再掲)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活水の確保)(再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活水の確保を図る必要がある。

(上水道BCPの策定)

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

#### 6-3【下水道】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等)

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等)

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実)(再掲)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

#### 6-4【交通インフラ】交通インフラの長期間にわたる機能停止

(地域交通ネットワークの確保に向けた整備)

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

#### 7-1【火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)

- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(自衛隊、警察、消防等の市外からの応援部隊の受入体制の整備)(再掲)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、市内の実働機関の活動が不足するおそれがあることから、市外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)(再掲)

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(消防団の災害対処能力の強化)(再掲)

- 大規模地震時、迅速かつ的確な消防活動等を実施できるよう、消防団(団員を含む。)の能力を高める必要がある。

7-2【倒壊及び交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握)

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

7-3【防災施設等】ため池、防災インフラ等の倒壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(防災重点農業用ため池等の維持管理・更新)

- 大規模災害時に、防災重点農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、浸水区域に人的被害が生じるおそれがあるため、防災重点農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新)

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

#### 7-4【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

##### (有害物質の流出対策等)

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

##### (アスベスト対策)

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

#### 7-5【農地・森林等】農地・森林等の被害による荒廃

##### (農業生産基盤の整備及び保全管理)

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

##### (鳥獣被害対策の推進)

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

##### (適切な森林・竹林整備の推進)

- 台風や集中豪雨等により、森林・竹林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林・竹林整備を推進する必要がある。

##### (治山・砂防施設等の計画的な整備の推進)

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

##### (農村地域の防災力の向上)

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する農村地域の維持・活性化を図る必要がある。

##### (自然公園の施設等に関する対策)

- 自然公園施設利用者の安全確保を図るため、必要箇所において転落防止柵等の施設整備を行うとともに、維持管理や老朽化した施設の更新を進める必要がある。

7-6【火山噴火】火山噴火による地域社会への甚大な影響

(災害対応業務の標準化・共有化)(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、平時から連携を密にして適切な災害対応ができる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(降灰対策の推進)

- 火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

(共済加入の促進)(再掲)

- 降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

(農業施設等の耐候性等の強化)(再掲)

- 大規模災害時の農業施設の被災により、本市で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(広域避難者の受入)

- 広域避難者(阿蘇市)を受け入れることができる施設等を確保する必要がある。

8-1【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築)

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2【人材】復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(道路等の復旧・復興を担う人材の確保)

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成)

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(被災建築物等の迅速な把握)(再掲)

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(災害ボランティアとの連携)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

(被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備)

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3【生活再建】被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。



(被災者の住まいの確保と再建)

- 大規模災害後、被災者の一時的な住まいとなる仮設住宅の確保と、被災者の意向に沿った住まいの再建支援のための支援が必要である。

(地籍調査の実施)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等)

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、市民の地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携)(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備)

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等、将来への希望を失うことが懸念されることから、市民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)(再掲)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(一時預かり事業)

- 大規模災害時、迅速な復旧・復興を目指すため、子ども達を一時預かる場所を提供する必要がある。

8-4【基幹インフラ】道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた整備)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化が必要である。

(地籍調査の実施)(再掲)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災地の復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

8-5【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

8-6【文化財・地域コミュニティ】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域における共助の推進)

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携)

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持)(再掲)

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)(再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(文化財の防火・耐震対策)

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が被害にあうおそれがあることから、防火・耐震対策を

進める必要がある。

8-7【商工業】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災者の住まいの確保と再建)(再掲)

- 大規模災害後、被災者の一時的な住まいとなる仮設住宅の確保と、被災者の意向に沿った住まいの再建支援のための支援が必要である。

(地籍調査の実施)(再掲)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等)(再掲)

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、市民の地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携)(再掲)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-8【風評被害等】風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

# 菊池市国土強靱化地域計画

(別冊)

強靱化推進方針に基づく施策・取組一覧

令和2年3月  
(令和5年3月 変更)

1 直接死を最大限防ぐ

(1-1)【地震】住宅・建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊・大規模火災による多数の死傷者の発生

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
住宅・宅地の耐震化	耐震改修設計・耐震改修工事・建替工事(耐震化に係るもの)・耐震シェルター工事について補助金を交付し、戸建木造住宅の耐震化を促進する。 ・戸建木造住宅耐震改修等事業		建設部
住宅・宅地の耐震化	住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について、財政的支援を行う。また、大規模盛土造成地の調査等、宅地耐震化の推進を図る。 ・住宅・建築物安全ストック形成事業		建設部
住宅・宅地の耐震化	地震発生時における人身事故の防止及び輸送・避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施する者に対して、補助を行う。 ・危険ブロック塀等安全確保支援事業		建設部
医療施設、社会福祉施設等の耐震化	保育所等又は、保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに、防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備に要する費用の一部を補助する。 ・就学前教育・保育施設整備交付金 ・私立学校施設整備補助金(私立幼稚園施設整備費)		健康福祉部
医療施設、社会福祉施設等の耐震化	高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化を促進する。 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備		健康福祉部
医療施設、社会福祉施設等の耐震化	社会福祉施設等の創設若しくは増改築又はその他の施設の整備に要する経費の一部を補助する。 ・社会福祉施設等施設整備		健康福祉部
公共建築物の非構造部材を含めた耐震化の推進	公共建築物の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材を含めた耐震化を促進する。		建設部
既存公営住宅の安全性の確保	既存の公営住宅の安全性を確保するため、外壁補修等の改修を行う。		建設部
土砂災害等危険区域に居住する世帯の安全確保	土砂災害危険区域やがけ地に近接して居住している世帯の安全な地域への移転を促進する。		建設部
住宅密集地における火災の拡大防止	防火水利が不足している地域の防火水槽を整備する。 ・防火水槽等の消防水利整備 火災時の延焼防止や防犯性向上のため、不良住宅・特定空家等の除却を推進する。 ・菊池市空家等撤去補助		総務部 建設部

(1-2)【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
浸水被害の防止に向けた河川整備等	浸水被害防止に向けた防災マップを作成する。 ・防災マップ作成		総務部
道路網の整備及び舗装の強化	道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。 ・鴨川公園板井線道路改良事業(旧橋撤去) ・新村田島線道路改良事業 ・古川伊倉線道路改良事業(L=340m・橋梁1橋) ・新古閑村田線道路改良事業 ・大琳寺木庭橋線舗装修繕工事 ・旭志中央線舗装修繕工事 ・小野崎森北線舗装修繕工事 ・立町北原線 ・隈府中央線 ・上町北宮線	2-1、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部

・立石野間口線  
・稗方寺小野線  
・西迫間寺小野線  
・龍門線  
・雪野篠倉線  
・古川伊倉線  
・下組原線  
・平良々石茂藤里線  
・戸豊水大柿線  
・下木庭中原線  
・亘甲森2号線  
・菊戸線  
・西寺木柑子線  
・袈裟尾辺田線  
・台神来線  
・西郷橋岡田線  
・水次橋高島線  
・高田菰入線  
・間所板井線  
・菰入清水線  
・新古閑三万田線  
・板井橋田線  
・高田橋小野崎線  
・北岸線  
・田島住吉線  
・久米線  
・田吹富の原線  
・吉富永線  
・永富の原線  
・住吉赤星線  
・高永団地線  
・津留川辺線  
・伊菽新明線  
・上ノ原小川線  
・岩本片川瀬線  
・高柳四季の里線  
・戸田島加恵線  
・横町片角線  
・大琳寺木庭橋2号線  
・西迫間玉祥寺線  
・松山原団地線  
・袈裟尾堀切線  
・稗方袈裟尾線  
・切明稗方線  
・重味原線  
・戸城線  
・重味原2号線  
・岩下平山線  
・塚原若木線  
・塚原原線  
・松島旭志線  
・下組平良々石線  
・重味大平線  
・木庭線  
・亘深川線  
・今出田線  
・赤星出田線  
・村田出田線  
・出田農高線  
・北古閑新古閑線  
・西寺新古閑線  
・山崎堀切線  
・水次砦牧場線  
・迫間川瀬戸口線

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋田芦原線</li> <li>・小野崎平島線</li> <li>・小野崎坂本線</li> <li>・林原小野崎線</li> <li>・打越岡線</li> <li>・新村田島線</li> <li>・坂本畜産センター1号線</li> <li>・板井畜産センター線</li> <li>・前川南上原線</li> <li>・吉松線</li> <li>・南田島線</li> <li>・亀尾豊水線</li> <li>・吉富線</li> <li>・木柑子住吉線</li> <li>・西谷線</li> <li>・富納永線</li> <li>・伊坂住吉線</li> <li>・内村線</li> <li>・伊坂小ヶ原線</li> <li>・森北線</li> <li>・小ヶ原片川瀬線</li> <li>・小原高柳線</li> <li>・高柳深窪線</li> <li>・湯舟桜ヶ水線</li> <li>・平桜ヶ水線</li> <li>・姫井旭野線</li> </ul>		
狭あい道路の整備	迅速な避難の確保等のため、狭あいな生活道路の拡幅等の整備を進める。	2-1、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	<p>道路網の安全性・信頼性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、維持管理・更新に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・菰入新橋</li> <li>・第1藤田橋</li> <li>・白亀橋</li> <li>・玉祥寺橋</li> <li>・第1稗方橋</li> <li>・第二飛熊橋</li> <li>・岩本第二橋</li> <li>・第1木庭橋</li> <li>・第2千田橋</li> <li>・中野島橋</li> <li>・椋木迫橋</li> <li>・下清水橋</li> <li>・下赤星橋2</li> <li>・小楠野橋2</li> <li>・第1千田橋</li> <li>・岩ノ上橋</li> <li>・上萱原橋</li> <li>・第1戸城橋</li> <li>・第2下長田橋</li> <li>・第2北宮橋</li> <li>・柏橋</li> <li>・第一天神橋</li> <li>・鶴宮橋</li> <li>・水次深町橋</li> <li>・第1柏橋</li> <li>・木柑子橋</li> <li>・大町橋</li> <li>・戸城橋</li> <li>・菰入橋</li> <li>・平橋</li> </ul>	2-1、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高江久米橋</li> <li>・寺小野橋</li> <li>・新虎口橋</li> <li>・新虎口橋(歩道橋)</li> <li>・村田橋</li> <li>・藤倉橋</li> <li>・第3平川橋</li> <li>・第4高島島の前橋</li> <li>・音町橋</li> <li>・中片橋</li> <li>・木護橋</li> <li>・緑橋</li> </ul>		
トンネル補修	<p>道路網の安全性・信頼性を確保するため、トンネル修繕計画等に基づき、維持管理・更新に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2堀切隧道</li> <li>・第3堀切隧道</li> <li>・第4堀切隧道</li> <li>・第5堀切隧道</li> <li>・中片トンネル</li> <li>・古川隧道</li> </ul>	2-1、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	<p>風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を行うとともに、流下能力を確保するための河道掘削を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤田川</li> <li>・観音岳川</li> <li>・木庭川</li> <li>・戸豊水川</li> <li>・鍋倉川</li> <li>・若葉川</li> <li>・伊野川</li> <li>・荒谷川</li> <li>・白木川</li> <li>・若木川</li> <li>・迫田川</li> <li>・野間川</li> <li>・平川</li> <li>・大谷川</li> <li>・桜川</li> <li>・三万田川</li> <li>・松尾川</li> <li>・森北川</li> </ul>	2-1、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### (2-1)【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部



トンネル補修	1-2参照	1-2、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-3、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	大規模自然によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物のうち、要件に該当するものについて、建築物の耐震化の補助を行う。 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業	2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、8-4	建設部

**(2-2)【避難所】避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性を確保するため整備する。 ・大規模改造 ・長寿命化改良事業 ・学校体育諸施設整備事業		教育部
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	計画的な維持管理等を行うとともに、各個別施設の改修・建替え等の方針を決定し、公共施設の機能維持と安全確保を促進する。 ・やまびこグラウンド水道施設整備事業(掘削等水道施設整備) ・各体育館空調設備設置事業 ・各体育館トイレ洋式化整備事業		教育部
防災拠点・避難施設の防災機能強化	長期的避難も視野に入れた、防災拠点・避難施設の環境向上を図る。 ・防災拠点・避難施設の整備	2-3、3-1、 4-1、6-1	総務部

**(2-3)【孤立集落】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部

河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-4、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
防災拠点・避難施設の防災機能強化	2-2参照	2-2、3-1、 4-1、6-1	総務部

**(2-4)【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防団における人員、資機材の整備促進	初期消火や大規模災害に備えて、消防団資機材を整備する。 ・消防団資機材整備	7-1、8-6	総務部
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-5、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、8-4	建設部

**(2-5)【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部

橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 5-1、5-2、 5-4、5-6、 6-4、8-4	建設部

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### (3-1)【災害対策本部・行政】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
防災拠点・避難施設の防災機能強化	2-2参照	2-2、2-3、 4-1、6-1	総務部

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

#### (4-1)【情報通信】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
通信手段の機能強化	災害時情報伝達の多重化を行うことにより、市民の早期避難等を促すとともに、電力供給停止等に対する機能強化を図る。 ・通信手段の多重化及び機能強化	4-2、4-3	総務部
防災拠点・避難施設の防災機能強化	2-2参照	2-2、2-3、 3-1、6-1	総務部

#### (4-2)【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
通信手段の機能強化	4-1参照	4-1、4-3	総務部

#### (4-3)【情報伝達】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
通信手段の機能強化	4-1参照	4-1、4-2	総務部

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### (5-1)【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-2、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 2-5、5-2、 5-4、5-6、 6-4、8-4	建設部

### (5-2)【エネルギー】エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部

河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-4、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 2-5、5-1、 5-4、5-6、 6-4、8-4	建設部

(5-3)【農林業】農地や農業用施設等の大規模な被災による農林業の競争力の低下

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農地・農業用施設の保全	産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援する。 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 ・農地利用効率化等支援交付金事業		経済部
農地・農業用施設の保全	事態を回避するため農村地域防災・減災事業として次の事業を実施する。 ・防災・減災対策にかかる調査計画事業(調査計画事業) ・農業用施設等の整備事業(整備事業) ・ため池の管理体制の強化(防災環境整備事業) ・非常用電源の整備等(農業水利施設に関する緊急対策)		経済部

(5-4)【基幹交通網】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-6、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-6、 6-4、8-4	建設部

(5-6)【食料】食料等の安定供給の停滞

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 6-4、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 6-4、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 6-4、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 6-4、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 6-4、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 6-4、8-4	建設部

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1)【電力及び石油等】電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
防災拠点・避難施設の防災機能強化	2-2参照	2-2、2-3、 3-1、4-1	総務部

(6-2)【上水道】上水道等の長期間にわたる供給停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
水道施設の耐震化等	経年劣化の状況による水道施設及び配水管の耐震化を促進する。 ・水道施設耐震化整備事業 ・配水管耐震化整備事業		水道局

(6-3)【下水道】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
下水道施設等の耐震等	下水道処理施設や管渠の安全性・信頼性を確保するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、維持管理・更新及び耐震化に取り組む。 ・下水処理施設改築更新事業		建設部
浄化槽の整備等	汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽の転換を促進する。 ・浄化槽市町村整備推進事業公共浄化槽整備推進事業(循環型社会形成推進地域計画)		建設部

(6-4)【交通インフラ】交通インフラの長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、7-3、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、7-3、 8-4	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、7-3、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、7-3、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、7-3、 8-4	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、8-4	建設部

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1)【火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防団における人員、資機材の整備促進	2-4参照	2-4、8-6	総務部

(7-3)【防災施設等】ため池、防災インフラ等の倒壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農業用ため池等の維持管理・更新	・防災重点農業用ため池に係る劣化状況、地震・豪雨耐性評価をもとに、対策工事を計画的に進めるための市町村推進計画を策定し、農村地域防災・減災事業等を活用した改修を進める。 ・市が作成したハザードマップの看板を各ため池及び関係する地元公民館等へ設置し、防災意識の促進を図るとともに、ため池管理者による定期的な経過観察を行う。		経済部
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 8-4	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 8-4	建設部

橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 8-4	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 8-4	建設部
河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 8-4	建設部

**(7-4)【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
アスベスト対策	不特定多数の人が利用する建物の吹付アスベストを撤去する費用を補助する。 ・吹付アスベスト除去事業		建設部

**(7-5)【農地・森林等】農地・森林等の被害による荒廃**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
鳥獣被害対策の推進	捕獲協議会・県及び市関係機関と連携して鳥獣の捕獲及び防止柵の設置を推進し、農地・森林の荒廃の防止に努める。		経済部

**8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

**(8-3)【生活再建】被災者の生活再建が大幅に遅れる事態**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
地籍調査の促進	土地境界等を明確にしておくことで、災害後の被災者の生活再建及び復興が迅速に進むように、地籍調査を促進する	8-4	市民環境部

**(8-4)【基幹インフラ】道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備及び舗装の強化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 7-3	建設部
狭あい道路の整備	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 7-3	建設部
橋梁の補修及び耐震化	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 7-3	建設部
トンネル補修	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 7-3	建設部



河川の河道改修等	1-2参照	1-2、2-1、 2-3、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4、 7-3	建設部
緊急輸送道路の確保に向けた整備	2-1参照	2-1、2-4、 2-5、5-1、 5-2、5-4、 5-6、6-4	建設部
地籍調査の促進	8-3参照	8-3	市民環境部

**(8-6)【文化財・地域コミュニティ】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

計画の推進のために必要な施策・取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防団における人員、資機材の整備促進	2-4参照	2-4、7-1	総務部
地域における共助の推進	地域防災リーダーの育成や連携強化を行うことにより、災害時の共助の機能強化を図る。 ・自主防災組織や防災士等の地域防災リーダーの育成や連携強化		総務部